

2020年4月10日

新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言の発出に伴う鉄道定期券（通勤・通学）及び回数券の払戻について

新型インフルエンザ等特別措置法による緊急事態宣言の発出に伴い、鉄道定期券（通勤・通学）及び回数券について、次の通り払戻をさせていただきます。

ただし、以下の「払戻対象となる条件」①～③を全て満たしていること。

1. 払戻対象となる条件

- ① 緊急事態宣言に伴う外出自粛を事由とする
- ② 4月10日以前に購入された定期券または回数券
- ③ 緊急事態措置期間（解除された日も含む）を有効期間に含んでいること

なお、最終利用日の翌日から有効期間満了日まで1ヶ月以上の期間が無い場合や、1ヶ月定期券で通用開始日から8日以上経過した定期券は、払戻額がございませんのでご了承ください。

2. 取扱期間

2020年4月10日から当分の間

三岐鉄道株式会社 鉄道部